

家畜の飼育状況報告について

家畜伝染病予防第12条の4第1項において、下記の家畜を1羽（頭）以上飼育している方は、愛玩用であつても毎年2月1日現在の飼育頭羽数等を県に報告することが定められています。

対象の家畜を飼育している方は、報告書に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXで提出先へ報告してください。

- 対象家畜 牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう
ほろほろ鳥、七面鳥
※犬、猫、うさぎ、インコなど上記以外の動物は対象になりません。
- 報告期限 3月15日（火）
- 提出先 〒310-0002 茨城県水戸市中河内町966-1
茨城県県北家畜保健衛生所
FAX 029-224-6661

（記入例）

※山羊1頭と、うずら3羽を飼育している場合

動物種	牛、水牛、鹿、めん羊、(山羊) 馬、豚、いのしし 鶏、あひる、(うずら) きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
飼育頭羽数*1	山羊（ 1 ）羽・(頭) うずら（ 3 ）(羽)・頭
住所	〒 〇〇〇-〇〇〇〇 茨城県 〇〇市〇〇町〇〇〇-〇
(フリガナ) 氏名	ケンポク タロウ 県北 太郎
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
畜舎数	山羊1舎、うずら1舎
その他*2	

*1 複数種の家畜を飼育している場合、それぞれの頭数を記入してください。

*2 飼育場所が住所地と異なる場合には、その所在地を記入してください。

問 茨城県県北家畜保健衛生所

☎029-225-3241 **FAX** 029-224-6661 ✉hokuchiku@pref.ibaraki.lg.jp

.....き り と り.....

動物種	牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥
飼育頭羽数	山羊（ ）羽・頭 うずら（ ）羽・頭
住所	〒 -
(フリガナ) 氏名	
電話番号	
畜舎数	
その他	

※本報告書の個人情報については、目的以外には一切使用しません。